

# あいなん掲示板

■あいなん小児医療を守る会から

## 医療研修会で繋がりがり・繋がる。

11月初旬。今年のあいなん医療研修会で講師をしていた高知大学医学部教授の阿波谷敏英先生から、「地域医療の先生が来ますよ」とのお誘いを受け高知に行ってきました。紹介されたのは、地域医療再生の成功例として全国から注目を集めている兵庫県柏原病院小児科の和久祥三先生。テレビや雑誌でよくお見かけする先生でした。

丹波地域の医療再生のことや、「県立柏原病院の小児科を守る会」が柏原病院の危機を救ったという体験をもとに、住民と行政と医療関係者みんなが地域医療を守っていくこう：というお話。全国にも同じような「守る会」が発足していて、私たちの活動と似たものもあります。想いは同じで「家族を守りたい」から始まっています。今回伺った興味深いお話を愛南の人にも聞いてもらいたいと思いました。

その後、先生たちと「地域医療を守るか」という番組を一緒に見ました。私たちも2年前に取材を受けていた番組で：和久先生と共演していました。先生をちよつと身近に感じた瞬間でした。この繋がりに本当に感謝しています。

これからいろいろな人と繋がっていききたいですね。



和久先生(前列中央)、阿波谷先生(前列右)と記念撮影♪

問合せ

あいなん小児医療を守る会

TEL 73-2288

(フリガジょうへん内)

ainan.mamoruru@gmail.com

お知らせ

南予地方局から

## 県営住宅の空家待ち入居者を募集します

既設の県営住宅に空家が生じた場合に入居していただく世帯を次のとおり募集します。今回の申込みは、次年度の抽選日の前日まで有効です。

申込期間 2月2日(月)～10日(火)

※申込書の配布は1月15日(木)から行います。

入居順位の抽選

抽選日時 3月5日(木) 13時30分

抽選場所 南予地方局7階大会議室

入居予定日 空家ができ次第、入居順位に従いご連絡します。

※家賃、申込資格等、詳しくはお問い合わせください。

申込み・問合せ

南予地方局 建設部管理課

TEL 0895-2215211(内線481・406)

お知らせ

えひめ結婚支援センターから

## ボランティア推進員を募集します

愛媛県が開設した「えひめ結婚支援センター」では、イベント運営に協力していただける「ボランティア推進員」を募集しています。希望される方を対象に説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

【南予地区説明会】※事前申込みが必要です。

日時 1月24日(土)

10時～11時30分

場所 八幡浜センターホテルイトー

問合せ

えひめ結婚支援センター TEL 089-933-5596

## 最大30万円が受け取れる 「すまい給付金」をご存知ですか

国土交通省では、新消費税率で住宅を取得した方に対し、年収に応じて最大30万円(消費税率8%時)を現金給付する住宅取得支援措置「すまい給付金」制度を実施しています。

**申請方法** すまい給付金事務局に申請してください。

**申請期間** 住宅の引渡しから1年以内 ※中古住宅(個人間売買は除く。)も対象です。

**給付金の受取り** 申請後、約1か月半〜2か月で現金が振り込まれます。

詳しくは、すまい給付金事務局ホームページ(<http://sumai-kyufu.jp>)をご覧くださいか、ナビダイヤル(TEL0570-0641186 ※受付時間は、土・日・祝日を含む9時〜17時。PHSや一部IP電話からはTEL045-3330-1904)までお問い合わせください。

## 調理師業務従事者の届出をお忘れなく

調理業務に従事している調理師の方は、調理法に基づき2年ごとに届出が義務付けられています。

現在、調理師免許を取得しており、かつ集団給食施設又は飲食店営業、魚介類販売業、そらざい製造業で調理に従事している方は、調理師業務従事者届に平成26年12月31日現在の状況を記入して平成27年1月15日(木)までに届出を行ってください。※届出用紙は保健所に準備しているほか、県ホームページからもダウンロードできます。

## 申告に関するお知らせです

### インターネットで確定申告を

まもなく所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となります。確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。

同コーナーでは、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

### さらに便利で使いやすくなった e-Tax

#### ○添付書類の提出を省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称や支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。

#### ○還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3週間程度に短縮)。

#### ○24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です(メンテナンス時間を除く)。など

※詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

#### 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得の合計金額が20万円以下である場合には確定申告は不要となりました(住民税の申告は必要です)。なお、その場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。

## 特定最低賃金改正について お知らせします

愛媛労働局では、県特定最低賃金を改正し12月25日から施行しています。施行後の最低賃金額を次のとおりお知らせします（金額は1時間当たり）。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ① パルプ、紙製造業          | 810円 |
| ② はん用機械器具等製造業       | 820円 |
| ③ 電子部品、情報通信機械器具等製造業 | 792円 |
| ④ 船舶製造業、修理業等        | 830円 |
| ⑤ 各種商品小売業           | 725円 |

右記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間680円）が適用されます。

### 問合せ

愛媛労働局 賃金室 TEL 089-935-5205  
宇和島労働基準監督署 TEL 0895-22-4655

## 労働保険料第3期分の納付期限について お知らせします

労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限は平成27年2月2日（月）です。

事業主の皆様へは1月20日頃に納付書をお届けしますの  
で、最寄りの金融機関での納付をお願いします。※口座振替  
をご利用の事業主の皆様は、2月16日（月）が口座振替納付日  
となっております。

### 問合せ

愛媛労働局 労働保険徴収室 TEL 089-935-5202

## — あいなん音故地新 — 挑戦 = 欲張りに生きる =

— あけましておめでとうございます。2015年のはじまりですね。今年も愛南町が穏やかで、美しく笑い声の溢れる町であることを祈ります。

— あたしはこの2015年を“挑戦の年”にしようと思った。高校生の頃からの夢。音楽とは別のもうひとつの夢。自分にはもう挑戦することのできない夢だと思ってた。夢のまま終わるものだ、と。音楽ともうひとつの夢、ふたつとも手に入れるのは欲張りだとも思った。そう思えば思うほど憧れは膨らむ。結局人間って欲張りや、笑。それならもう開き直って、欲張ってもうひとつの夢を叶えてやろう!と。欲張りやから音楽も続けるよ、笑。どっちかを叶えるためにどっちかをやめる、っていう考え方はあたしの中にはない。

— いくつになっても夢を持つときたいし、挑戦し続けたい。それがイバラの道であつたとしても大歓迎。ここにきてもうひとつの夢に挑戦する自分を“あたらしいな”って、“これがあたしの生き方やな”って笑って見てるよ。

“目標持たずして成長はなし”10年後もあたしらしく、何かに挑戦していきたい。欲張りに、夢を抱いて、それに向かってひたすらに歩いていきたい。今年あたしの第二章のはじまり。ワクワクする== (テノヒラkiku)